

# 赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト実施要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

## 1 目的

奈良県共同募金会(以下「本会」という。)の「テーマ型募金(使途選択募金)」である赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)は、誰もが住み慣れた地域で孤立せず、安心・安全に暮らすために地域課題の解決に取り組むボランティア団体、NPO等の活動資金調達を支援する。

併せて、個々の団体が掲げる地域課題(募金テーマ)について募金活動を通じて普及啓発することにより、地域福祉の更なる推進に資する。

なお、本プロジェクトのサブタイトルを「あなたが応援したい地域活動を選べます」とし、広報の際に記載する。

## 2 内容

本プロジェクトに参加する団体(以下「参加団体」という。)自らが、共同募金の仕組み(広報面・税制面)を活用して、その活動の必要性を広く県民にアピールしながら、その活動資金を調達するため、共同募金の使途選択募金への協力を呼びかける。

この使途選択募金を、共同募金会を通じて、当該参加団体の活動資金として助成する。

## 3 助成対象活動

助成対象活動は、公的な制度だけでは解決できない福祉に係る社会課題、地域課題とし、次の活動とする。

- ① 地域から孤立をなくすための活動
- ② 生活課題を抱える方への支援活動
- ③ 社会参加支援に関する活動
- ④ 子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- ⑤ その他、福祉に係る社会活動・地域課題の解決に取り組む活動

## 4 参加団体の要件

参加団体は、次の要件を満たしている団体とする。

- ① 奈良県内に主な活動拠点があること
- ② 民間の非営利団体であること(法人格の有無は問わない)
- ③ 公益性を有すること
- ④ 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動していること
- ⑤ 3人以上の会員で組織されていること
- ⑥ 組織の運営に関する規則(会則、定款等)があること
- ⑦ 活動、事業の内容や財務の状況を公にできること
- ⑧ 共同募金運動を通じて、自団体の活動を広く普及できること
- ⑨ 同一年度の同一事業で本会又は市町村共同募金委員会から助成を受けていないこと
- ⑩ 本会と協働して募金活動ができること
- ⑪ 本プロジェクトの諸会議に参加できること
- ⑫ 参加申請時点で団体が設立されており、助成対象事業の実施体制が整っていること(活動年数は問わない)

なお、主に全県的または複数市町村域にまたがって行われる活動が対象だが、単一市町村域での活動も対象とする。

5 事業参加の申請

参加申請については、様式1「赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト参加申請書」により行う。

6 参加団体の選定

赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト実行委員会(以下「実行委員会」という。)において選定する。

- (1) 寄付者の賛同を得られる助成対象活動を選定する。
- (2) 助成事業の効果や継続性を考慮して助成対象活動を選定する。

7 募金運動期間

参加団体決定年度の1月1日から3月31日までとする。

8 助成対象経費

活動に関わる人件費、施設・会場借上費、謝礼、資材作成費、旅費交通費、備品購入費、通信運搬費、消耗品費、光熱水費、保険料等、その他本会が必要と認めた経費とする。

9 助成方法

各参加団体への助成額については、次に規定する算出方法により助成額案を算出し、実行委員会に報告の上、配分委員会等を経て決定する。

(1) 使途選択募金

共同募金運動期間中に入金された参加団体あての寄付金は、使途選択募金として、その全額を当該参加団体に助成する。

また、参加団体指定のない寄付金については、参加団体へ均等に助成する。

運動期間外に入金された指定寄付金は、本会で預り金として取扱い、当該団体が翌年度も引き続き参加する場合は、当該団体への寄付とする。ただし、当該団体が翌年度参加しない場合は、翌年度参加団体に均等に助成する。

なお、本会が本プロジェクトを実施しない場合は、本会の一般募金として取り扱う。

(2) マッチングギフト

- ①各団体の募金実績額から、目標額達成率を算出し、達成率により、マッチングギフト額を算出する。また、各団体の最終助成額が千円単位となるようマッチングギフト額で調整する(切り上げ)。

目標額達成率	マッチングギフト額
①150%以上	募金実績額×30%
②125%以上 150%未満	募金実績額×20%
③100%以上 125%未満	募金実績額×10%
④75%以上 100%未満	募金実績額×30%
⑤50%以上 75%未満	募金実績額×20%
⑥50%未満	募金実績額×10%

- ②目標額未達成の場合(④～⑥)は、募金実績額にマッチングギフト額を加算した額が目標額を上回らないよう、マッチングギフト額を算出する。

- ③参加回数が通算4回目以降の団体については、目標額未達成の場合(④～⑥)は募金実績額に対する比率を半減し、マッチングギフト額を算出する。

## 10 事務経費

広報資材作成費(チラシ等)として、募金実績額の8%を事務経費として参加団体負担とする。但し、上限は5万円とする。事務経費は、助成金の決定の際に控除する。

## 11 本会の支援

参加団体に対して募金活動のノウハウを提供し、次の支援を行なう。

### (1) 広報

- ① 本会ホームページで公表
- ② 中央共同募金会「ふるサポ」への掲載依頼
- ③ 広報チラシの企画・作成
- ④ 報道機関への本プロジェクトに関する報道依頼

### (2) 活動

- ① 募金運動資材の貸与
- ② 参加団体所在地の企業へのダイレクトメールによる寄付依頼
- ③ カレンダーチャリティーバザーにおけるチラシ配布
- ④ 寄付金の入金管理、領収書発行、各団体へ実績報告

## 12 助成事業の申請

助成申請については、共同募金運動期間が終了し、マッチングギフト額を含む助成額案決定後、様式2「赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト助成申請書」により行う。

## 13 助成事業の完了報告及び助成金の交付

- (1) 助成金は原則として精算払とする。ただし、助成決定団体が概算払を必要とし、本会がその理由をやむを得ないと認めた場合、団体の請求に基づき概算払(助成額の1/2以内の額)ができるものとする。この場合、様式5-①「赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト助成金交付請求書」により行う。
- (2) 事業完了報告については、事業完了後1ヵ月以内に、様式4「赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト助成完了報告書」により行う。
- (3) 助成金交付請求については、様式4提出時に、様式5-②「赤い羽根募金 奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト助成金交付請求書」により行う。

## 14 その他

この要領に定めがない事項については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱」によるものとする。

付則 この実施要領は、令和元年6月1日から施行する。  
この実施要領は、令和2年6月2日から施行する。  
この実施要領は、令和4年6月3日から施行する。  
この実施要領は、令和5年6月16日から施行する。  
この実施要領は、令和6年6月18日から施行する。  
この実施要領は、令和7年6月16日から施行する。